

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年7月4日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB（以下「事業場」という。）において、重機オペレーターの業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成9年11月29日、工事中に重機（ドラグ・ショベル）がはねた材木が腹部等に当たり負傷した（以下「本件事故」という。）。同日C医療機関に受診し「前胸部・腹部・胸骨部打撲傷」、同日D医療機関に転医し「胸骨骨折、右副腎損傷、外傷性頸椎椎間板ヘルニア、腰部脊柱管狭窄症」と診断され（以下、これらの各傷病を併せて「旧傷病」という。）、療養の結果、平成10年6月30日治癒（症状固定）した。その後、請求人は複数回再発したが、平成24年8月31日の治癒（症状固定）以降、労災補償給付は行われていない。

請求人は、平成29年9月25日、E医療機関に受診し「胸郭出口症候群」、同年12月11日、F医療機関に受診し「変形性頸椎症」等、平成30年2月16日、G医療機関に受診し「左頸静脈血栓疑い」、同年3月6日、H医療機関に受診し「変形性頸椎症、両上肢末梢神経障害、胸郭出口症候群疑い」、同年4月23日、I医療機関に受診し「胸郭出口症候群」と診断された（以下、これらの各傷病を併せて「本件傷病」という。）。

- 3 本件は、請求人が業務上の負傷による傷病が再発したとして、平成29年9月25日診療分からの療養補償給付及び同日から平成30年5月31日までの間の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、再発の要件を満たしていないとして、これらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求めるものである。

- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官が平成30年12月14日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

- 2 原処分庁

(略)

第4 争点

本件傷病が業務上の負傷による傷病の再発と認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

- 1 当審査会的事実の認定

(略)

- 2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、旧傷病の治癒後に、本件傷病の療養補償給付及び休業補償給付について請求していることから、念のため、本件傷病が旧傷病の再発と認められるか否かについて、以下検討する。
- (2) 労働者災害補償保険制度上、本件傷病が、再発であると認められるためには、第一に、本件傷病と旧傷病との間に医学的相当因果関係があると認められること、第二に、治癒時の状態からみて明らかに症状が悪化していること、第三に、治療効果が期待できるものであることが必要であるとされる。
- (3) 旧傷病には、「外傷性頸椎椎間板ヘルニア」があるが、これと同じ部位等に発生した本件傷病のうち、「変形性頸椎症及び胸郭出口症候群」について、M医師は、平成30年3月6日付け意見書で、要旨、「頸部から両上肢に炎症所見があり、同年2月19日に循環器科での精査にて胸郭出口症候群を強く疑う画像がある。外傷性頸椎椎間板ヘルニアのことは把握しておらず、関係性を語るのは困難である。」と述べ、また、J医師は、同年5月11日付け意見書で、要旨、「頸部から肩にかけての痛みは、X-Pにて頸椎変性も認めており、頸椎由来と考えられる。両上肢のしびれに関しては、MRIにて脊柱管狭窄は軽

度であることにより末梢神経由来の症状と考えられる。」としている。また、「胸郭出口症候群については、症状が典型的ではなく診断確定に至ってない。発症原因については明らかでなく、症状の改善に乏しく治療効果は少ないと思われる。」と述べている。

なお、本件傷病のうち、「左頸静脈血栓疑い」について、K医師は、同年4月3日付け意見書で、要旨、「頸静脈エコー、造影CTにて精査するも血栓所見は認めず、整形外科で偶然認められた頸部の血栓疑いであり、労災とは全く関係ない事象と判断する。」と述べている。

(4) L医師は、平成30年6月5日付け地方労災医員面接事蹟書において、要旨、「平成29年9月25日撮影の頸部X-P画像では、C3/4、C5/6、C6/7の特に前方に強く変形が見られ、同年のMRI画像ではC3/4、C6/7に軽い狭窄が見られるが、M医師及びJ医師の意見からも変形性頸椎症によるものと思われる。両上肢末梢神経障害についても変形性頸椎症に由来するものと考えてよい。胸郭出口症候群については、平成30年2月16日撮影の挙上位のCT画像による『胸郭出口症候群の疑い』であり明らかとは言えず、請求人が訴える症状は変形性頸椎症によるものと思われる。また、頸椎の画像で骨棘が見られ、典型的な加齢による変形性頸椎症と判断されることから、本件事故が原因ではなく因果関係は認められない。」と述べている。M医師及びJ医師の意見等を踏まえたL医師の意見は妥当である。

(5) これらのことから、本件傷病と旧傷病との間に医学的相当因果関係は認められず、第一の再発要件を満たさないため、第二及び第三の要件に該当するか否かを判断するまでもなく、本件傷病は旧傷病の再発と認めることはできない。

(6) また、請求人は、診断書を提出して、眼、耳、鼻の傷病についても本件事故が原因である旨主張するが、これらの傷病は本件傷病には含まれておらず、本件処分の対象とはされていないため、本件再審査請求において、これを審理の対象として判断することはできない。

なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年3月4日